

令和6年12月2日

重度障がい者日常生活用具給付基準

別紙 1

別紙 2

別紙 3

大阪市福祉局障がい者施策部

< 1 介護・訓練支援用具 >

「介護」欄： 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式等 (内容)	介護
1	特殊寝台	下肢または体幹機能障がい2級以上 難病患者等でその疾病が起因となり、下肢または体幹機能に障がいのある者	学齢児以上	154,000	8年	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度が個別に調整できる機能を有するもの。	
2	特殊マット	下肢または体幹機能障がい1級 下肢または体幹機能障がい2級 知的障がいの程度が重度以上 難病患者等でその疾病が起因となり、寝たきりの状態にある者	3才以上 3才以上 18才未満 3才以上	19,600	5年	床ずれの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	
3	特殊尿器	下肢または体幹機能障がい1級 (常時介護を要する者に限る) 難病患者等でその疾病が起因となり、自力で排尿できない者	学齢児以上	67,000	5年	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	
4	入浴担架	下肢または体幹機能障がい2級以上 (入浴に、家族等他人の介助を要する者に限る)	3才以上	82,400	5年	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	
5	体位変換器	下肢または体幹機能障がい2級以上 (下着交換等に、家族等他人の介助を要する者に限る) 難病患者等でその疾病が起因となり、寝たきりの状態にある者	学齢児以上	15,000	5年	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	
6	移動用リフト	下肢または体幹機能障がい2級以上 難病患者等でその疾病が起因となり、下肢または体幹機能に障がいのある者	3才以上	159,000	4年	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	
7	訓練椅子	下肢または体幹機能障がい2級以上	3才以上 18歳未満	33,100	5年	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	
8	褥瘡予防マット	次の . のいずれかに該当し、医師の意見書等により、床ずれ防止・褥瘡予防が必要なことが認められる者 下肢または体幹機能障がい1級で、日常生活動作において全面的に介護を要する状態の者 難病患者等でその疾病が起因となって下肢または体幹機能に障がいがあり、日常生活動作において全面的に介護を要する状態の者	学齢児以上	106,700	5年	床ずれ防止・褥瘡予防のためのものであって、次の . のいずれかに該当するもの エアーマットと送風装置からなるもの 特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの	

< 2 自立生活支援用具 >

「介護」欄： 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式等 (内容)	介護
1	入浴補助用具 (注3)	下肢または体幹機能障がい者 であって、入浴に介助を要する者 難病患者等でその疾病が起因 となり、入浴に介助を要する者	3才以上	90,000	5年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
2	便器	下肢または体幹機能障がい2級以上 難病患者等でその疾病が起因となり、常時介護を要する者	学齢児以上	4,450 (手すり付は5,400円の範囲で加算することができる)	8年	腰掛便器等障がい者が使用し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	
3	つえ	下肢または体幹機能障がい4級以上	学齢児以上	4,400	2年	主体は木材、軽金属のいずれかとする。 夜光材付とした場合を含む。 一本杖のみ対象	
4	移動・移乗支援用具 (歩行支援用具) (注3)	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい者 または視覚障がい2級以上 (家庭内の移動等に、介助を要する者) 難病患者等でその疾病が起因となり、下肢が不自由な者	3才以上	60,000	8年	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア.障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ.転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 視覚障がいには段差解消及び手すりに限る	
5	頭部保護帽	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい者で、当該障がいにより頻繁に転倒する者 知的障がいの程度が重度以上で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者又は自傷行為により頭部の保護を必要とする者 精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者		12,600	3年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	
6	特殊便器	上肢機能障がい2級以上 (両上肢に障がいを有する者) 知的障がいの程度が重度以上で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 難病患者等でその疾病が起因となり、両上肢機能障がいのある者	学齢児以上	151,200	8年	温水温風を出し得るもので、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	

< 2 自立生活支援用具 >

「介護」欄： 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式等 (内容)	介護
7	火災警報器 (一般)	身体障がい2級以上 (火災発生の感知及び避難が 著しく困難な障がい者のみの 世帯、又はこれに準ずる世帯)		15,500	8年	室内の火災を煙又は熱により感 知し、音又は光を發し、屋外にも 警報ブザーで知らせ得るもの。 (ただし、集合住宅で非常ベル・ 非常放送設備のある住宅は除 く) 限度額の範囲内で、1世帯2 個を限度とする。	
		知的障がいの程度が重度以上 (火災発生の感知及び避難が 著しく困難な障がい者のみの 世帯、又はこれに準ずる世帯)					
8	火災警報器 (運動型)	身体障がい2級以上 (障がい者のみの世帯、又はこ れに準ずる世帯)				室内の火災を煙又は熱により感 知し、音又は光を發し、屋外にも 警報ブザーで知らせるとともに、 消防署とも連動するもの。 (ただし、集合住宅で非常ベル・ 非常放送設備のある住宅は除 く)	
		聴覚又は音声・言語機能障が い3級以上 (障がい者のみの世帯、又はこ れに準ずる世帯)					
9	自動消火器	身体障がい2級以上 (火災発生の感知及び避難が 著しく困難な障がい者のみの 世帯、又はこれに準ずる世帯)		28,700	8年	室内温度の異常上昇又は炎の 接触で自動的に消火液を噴射 し、初期火災を消火し得るもの。	
		知的障がいの程度が重度以上 (火災発生の感知及び避難が 著しく困難な障がい者のみの 世帯、又はこれに準ずる世帯)					
		難病患者等でその疾病が起因 となり、火災発生の感知及び避 難が著しく困難な者のみの世 帯、又はこれに準ずる世帯)					
10	電磁調理器	視覚障がい2級以上 (単身世帯、又はこれに準ずる 世帯)		17,500	6年	視覚障がい者又は知的障がい 者が容易に使用し得るもの。	
		知的障がいの程度が重度以上 (単身世帯、又はこれに準ずる 世帯)					
11	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい2級以上	学齢児以上	12,000	10年	視覚障がい者が容易に使用し 得るもの。	
12	聴覚障がい者用 屋内信号装置 (注3)	聴覚障がい2級以上 (聴覚障がい者のみの世帯又 はこれに準ずる世帯)		87,400	10年	音・声音等を視覚、触覚等により 知覚できるもの。 (サウンドマスター、聴覚障がい 者用目覚時計、聴覚障がい者 用屋内信号灯を含む。)	
13	車椅子用 レインコート	身体障がい起因となり、車椅 子の使用を必要とする者		10,500	1年	雨天時に外出する時、車椅子で 容易に着用できるもの。	
		難病患者等でその疾病が起因 となり、車椅子の使用を必要と する者					
14	視覚障がい者用 音声式スケール	視覚障がい2級以上	学齢児以上	24,000	5年	音声による読み上げ機能を有す るもので、視覚障がい者が容易 に使用し得るもの。	
15	イヤーマフ・ デジタル耳栓	知的障がい又は精神障がいで 聴覚過敏の者		6,800	3年	両耳に装着することで、聴覚過 敏に対応できるもの。	

< 3 在宅療養等支援用具 >

「介護」欄： 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式等 (内容)	介護
1	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上 で、必要と認められる者	学齢児以上	36,000	5年	障がい者が容易に使用し得るもの。	
		呼吸器機能障がい3級と同程度 の身体障がい者であり、必要 と認められる者					
		難病患者等でその疾病が起因 となり、呼吸器機能に障がい のある者					
2	電気式 たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上 で、必要と認められる者	学齢児以上	56,400	5年	障がい者が容易に使用し得るもの。	
		呼吸器機能障がい3級と同程度 の身体障がい者であり、必要 と認められる者					
		難病患者等でその疾病が起因 となり、呼吸器機能に障がい のある者					
3	透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上	3才以上	51,500	5年	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	
4	視覚障がい者用体温計 (音声式)	視覚障がい2級以上	学齢児以上	9,000	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
5	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上 (視覚障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯)		18,000	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
6	視覚障がい者用血圧計 (音声式)	視覚障がい2級以上 (視覚障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯)	18歳以上	15,000	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
7	パルスオキシメーター	心臓機能障がい3級以上 (医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器装着者。)		42,000 (ただし、「難病患者等」でその状況により、簡易型では対応できない特段の理由が認められる場合は、157,500円とする。)	6年	在宅の酸素療法等を要する重度の呼吸機能障がい者等が、簡易に動脈の酸素飽和濃度を測定し、心肺機能が常時正常であるかどうかを確認できるもの。	
		呼吸器機能障がい3級以上 (医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器装着者。)					
		難病患者等でその疾病が起因となり、人工呼吸器を装着している者					

< 4 情報・意思疎通支援用具 >

「介護」欄： 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式 (内容)	介護
1	携帯用会話 補助装置	音声機能もしくは言語機能障がい者 肢体不自由者で、発声・発語に著しい障がいを有する者		98,800	5年	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。	
2	情報・通信支援用具	視覚障がい2級以上または上肢機能障がい2級以上	学齢児以上	100,000	5年	パーソナルコンピューターを使用するにあたり必要となる周辺機器やアプリケーションソフトで障がい者が容易に使用し得るもの。	
3	視覚障がい者用 地上デジタル 放送対応ラジオ	視覚障がい2級以上	学齢児以上	29,000	5年	地上デジタルテレビ放送を受信する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	
4	点字器 (注4)	視覚障がい2級以上		(標準型) 10,800	7年	点字を打つための用具で、点字板と定規と点筆を組み合わせて使用するもの。 標準サイズ(258mm×191mm)の点字用紙一枚分を書くことができるサイズのもの。	
				(携帯用) 7,500	5年	点字を打つための用具で、点字板と定規が一体となったものと点筆を組み合わせて使用するもの。 携帯して使用することが可能なもの。	
5	点字 ディスプレイ (注10)	視覚障がい2級以上で、必要と認められる者	18才以上	383,500	6年	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	
6	点字 タイプライター	視覚障がい2級以上	就労もしくは 就学している 者	82,000	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
			就労が見込まれる者				
7	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー (注4)	視覚障がい2級以上	学齢児以上	(録音再生機) 89,800	6年	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
				(再生専用機) 36,750		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
8	視覚障がい者用 活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上	学齢児以上	115,000	6年	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報(SPコード)を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	

< 4 情報・意思疎通支援用具 >

「介護」欄： 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式 (内容)	介護
9	視覚障がい者用 拡大読書器	視覚障がい	学齢児以上	198,000	8年	画像入力装置に読みたい又は聞きたいもの (印刷物等)を読み込ませることで、簡単に拡 大された画像(文字等)をモニターに映し出 せるもの又は活字文章を認識し、音声読み 上げするもの	
10	視覚障がい者用時計 (注4)	視覚障がい2級以上 (本人が現に所有していない場 合に限る。)	18才以上	(触読式) 14,000	10年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。(振 動による機能を含む。)	
		視覚障がい2級以上 (手指の触覚に障がいがある等 のため、触読式時計の使用が 困難な者)		(音声式) 16,500		音声発生装置付きで、視覚障がい者が容易 に使用し得るもの。	
11	聴覚障がい者用 通信装置 (注4)	聴覚障がい者で、コミュニケー ション、緊急連絡等の手段とし て必要と認められる者	学齢児以上	(ファックス) 30,000	5年	一般の電話に接続することができ、音声の代 わりに文字等により通信が可能な機器であ り、障がい者が容易に使用できるもの。	
		発声・発語に著しい障がいを有 する身体障がい者で、コミュニ ケーション、緊急連絡の手段と して必要と認められる者		(ファックス以外) 71,000			
12	聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置 によりテレビの視聴が可能にな る者		88,900	6年	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用 番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳 の映像を合成したものを画面に出力する機 能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向 け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい 者が容易に使用し得るもの。	
13	人工喉頭 (注4)	音声機能もしくは言語機能障が い者で、本装置がコミュニケー ションの手段として必要と認めら れる者 (ただし、「埋込型人工鼻」につ いては、常時埋込型の人工喉 頭を使用する者)		(笛式(気管カニューレ 付)) 8,400	4年	呼気によりゴム管の膜を振動させ、ビニール 等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化 するもの。	
				(電動式) 72,300	5年	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮 的に音源を口腔内に導き構音化するもの。 電池、充電器を含む。	
				(埋込型人工鼻) 23,100	1ヵ月	声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器 であり、障がい者が容易に使用し得るもの で、気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及 びベースプレート。	
14	ICタグレコーダー	視覚障がい2級以上 (単身世帯もしくは世帯全員が 視覚障がい2級以上もしくはこ れに準ずる世帯)	18才以上	59,800	6年	服の形状や色、物の名称を録音したICタグ を服や物に貼り付けておき、必要時に本体で 再生することにより、その形状や色、名称等 を認識することができるもの。	
15	人工内耳専用電池	聴覚障がい (現に人工内耳を装着している 者)		(空気電池) 2,500	1ヵ月	人工内耳専用空気電池	
				(充電式電池) 17,600	1年	人工内耳専用充電式電池	
				(充電器) 28,600	3年	人工内耳専用充電器	

< 5 排泄管理支援用具 >

「介護」欄： 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式 (内容)	介護
1	ストマ用装具 (蓄便袋) (注7)	直腸機能障がい者または小腸機能障がい者で、ストマ造設術を行っている者		8,900	1ヵ月	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 限度額の範囲内で別紙3に定める付属品を給付できる。	
2	ストマ用装具 (蓄尿袋) (注7)	ぼうこう機能障がい者または小腸機能障がい者で、ストマ造設術を行っている者		12,200	1ヵ月	低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 限度額の範囲内で別紙3に定める付属品を給付できる。	
3	紙おむつ (注7)	<p>ぼうこう・直腸機能障がい者で、治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんやストマの変形のためにストマ用装具を装着することができない者で、紙おむつを必要とする者</p> <p>ぼうこう・直腸機能障がい者で、先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつを必要とする者</p> <p>直腸機能障がい者で、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつを必要とする者</p> <p>次の から のいずれかに該当し、かつ、福祉用具等の使用による意思表示も困難である者で、紙おむつを必要とする者</p> <p>乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な者</p> <p>下肢又は体幹機能障がい2級以上で、かつ、アからウのいずれかの障がい起因となり排尿もしくは排便の意思表示が困難な者</p> <p>ア 知的障がい イ 音声・言語機能障がい ウ 呼吸器機能障がい</p> <p>難病患者等でその疾病が起因となり下肢又は体幹機能に障がいがある者で、かつその疾病が起因となり排尿もしくは排便の意思表示が困難な者</p>	3才以上	12,000	1ヵ月	障がい者が容易に使用し得るもの。 限度額の範囲内で別紙3に定める付属品を給付できる。	(注6)

< 5 排泄管理支援用具 >

「介護」欄： 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式 (内容)	介護
4	サラシ、ガーゼ、 脱脂綿 (注7)	ぼうこう・直腸機能障がい者で、治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんやストマの変形のためにストマ用装具を装着することができない者で、サラシ、ガーゼ、脱脂綿を必要とする者	3才以上	12,000	1ヵ月	障がい者が容易に使用し得るもの。	
		ぼうこう・直腸機能障がい者で、先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者で、サラシ、ガーゼ、脱脂綿を必要とする者					
		直腸機能障がい者で、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、サラシ、ガーゼ、脱脂綿を必要とする者					
		乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、サラシ、ガーゼ、脱脂綿を必要とする者					
5	洗腸用具 (注7)	直腸機能障がい者で、治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんやストマの変形のためにストマ用装具を装着することができない者で、洗腸用具を必要とする者	3才以上	12,000	6ヵ月	障がい者が容易に使用し得るもの。 (耐用期間6ヶ月程度)	
		直腸機能障がい者で、先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排便機能障がいのある者で、洗腸用具を必要とする者					
		直腸機能障がい者で、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、洗腸用具を必要とする者					
		乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排便の意思表示が困難な者で、洗腸用具を必要とする者					
6	収尿器	肢体不自由者で、本器により排尿が容易となる者		8,000	1ヵ月	採尿器と蓄尿袋とで構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	

重度障がい者日常生活用具給付基準表

1. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。
2. この要綱の施行日までに現にリフトの貸与を受けている者は、当分の間、その契約に基づいて貸与を受けることができるものとする。
3. 給付は1種目につき原則1個とする。ただし、入浴補助用具、移動・移乗支援用具(歩行支援用具)、聴覚障がい者用屋内信号装置、情報・通信支援用具については、必要性を勘案したうえで、1回の申請につき限度額内で複数個給付することができる。
4. 1種目内に複数形式あるものについて、希望するものいずれか一方を選択のうえ申請できる。(ただし、耐用年数内に希望するものをもう一方に変更し再給付の申請をすることはできない。)
5. 紙おむつの給付の適否に関して判断が必要な場合は、心身障がい者リハビリテーションセンターの意見を聴くことができる。
6. 介護用品支給事業の紙おむつの給付対象となる場合は、本事業の給付対象外とする。
7. 排泄管理支援用具において、「ストマ用装具」、「紙おむつ」、「サラシ、ガーゼ、脱脂綿」、「洗腸用具」については併給することはできない。
8. 給付の可否判断に際して、対象の確認のため医師意見書等の提出が必要となる場合がある。(紙おむつの場合は給付要件により必須の場合がある。)
9. 難病患者等の確認のため提出された診断書において、疑義のある場合は主治医等に問い合わせるものとする。
10. 介護・訓練支援用具において、「特殊マット」と「褥瘡予防マット」は、併給することができない。
11. 人工内耳専用電池については、空気電池と充電電池は併給することができない。また、充電器は充電式電池を使用している者に給付することができる。

日常生活用具の給付にかかる自己負担額(徴収基準月額)表

世帯階層区分(現行区分)			自己負担額(円) (徴収基準月額)
A	生活保護法による被保護世帯		0
B	市民税非課税世帯		0
C ₁	所得税 非課税 世帯	市民税均等割課税世帯	1,120
C ₂		市民税所得割課税世帯	1,450
D ₁	所得 税 課 税 世 帯	前年度所得税 2,400 円以下	1,720
D ₂		" 2,401 円 ~ 4,800 円	1,900
D ₃		" 4,801 円 ~ 8,400 円	2,120
D ₄		" 8,401 円 ~ 12,000 円	2,350
D ₅		" 12,001 円 ~ 16,200 円	2,750
D ₆		" 16,201 円 ~ 21,000 円	3,120
D ₇		" 21,001 円 ~ 46,200 円	4,050
D ₈		" 46,201 円 ~ 60,000 円	4,670
D ₉		" 60,001 円 ~ 78,000 円	5,770
D ₁₀		" 78,001 円 ~ 100,500 円	6,870
D ₁₁		" 100,501 円 ~ 190,000 円	8,920
D ₁₂		" 190,001 円 ~ 299,500 円	11,000
D ₁₃		" 299,501 円 ~ 831,900 円	26,150
D ₁₄		" 831,901 円 ~ 1,467,000 円	40,350
D ₁₅		" 1,467,001 円 ~ 1,632,000 円	42,500
D ₁₆		" 1,632,001 円 ~ 2,303,000 円	51,450
D ₁₇		" 2,303,001 円 ~ 3,117,000 円	61,250
D ₁₈		" 3,117,001 円 ~ 4,173,000 円	71,900
D ₁₉		" 4,173,001 円以上	全額

継続品目について、1ヵ月分の給付決定を行う際の自己負担額については、上記自己負担額の2分の1とする。(10円未満の端数は切捨てとする。)

(注)

「世帯」とは、住民基本台帳上同一世帯となっている者で、かつ民法(第877条第1項)に基づく扶養義務者(本人の直系血族及び兄弟姉妹)及び配偶者とする。(外国人登録により同一世帯となっていない同住所地の者については、住民基本台帳上同一世帯となっている者と同様とする。)

○ストマ用装具（蓄便袋・蓄尿袋）の付属品として給付することができる品目一覧

	種類	対象品目	用具の用途
1	皮膚保護剤	ペースト パテ ウエハー パウダー スキンバリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ストマ周囲の皮膚のしわ・くぼみによる凹凸を補正し、皮膚の表面を平坦にして皮膚保護剤面板の粘着を助長し、排泄物の漏れによる皮膚障がい防止するもの。 ・ストマ周辺の皮膚が湿って皮膚保護剤面板が粘着しない場合に振りかけ、密着性を高めて排泄物の漏れによる皮膚障がい防止するもの。 ・ストマ周辺の皮膚を排泄物やテープ類等の刺激から守るために皮膚に塗って薄い皮膜をつくるもの。
2	固定具	サージカルテープ 固定用ベルト 腹帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ストマ装具の皮膚保護剤面板の皮膚への密着を助長するかぶれにくい粘着性のテープで、面板のはがれを防ぐ目的で使用するもの。（粘着テープ付の面板を使用しない場合に必要。） ・ストマ袋を固定、脱落を防止するもの。
3	補正剤	コンベックスインサート	<ul style="list-style-type: none"> ・ストマ周辺の皮膚と皮膚保護剤面板を密着させるため、面板にはめ込むリング状の部品で、排泄物の漏れを防止するもの。
4	剥離剤	リムーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚保護剤・サージカルテープ等の粘着力が強い場合に、皮膚に刺激を与えずにそれらを剥がすための液体で、ストマ装具の交換時に使用するもの。
5	蓄尿・便バッグ	レッグバッグ ナイトドレナージバッグ	<ul style="list-style-type: none"> ・遠出や就寝時等、長時間にわたり排出処理ができない時に、通常のパウチ（ストマ袋）に加え、予備の蓄尿・便袋と接続することにより、蓄尿・便量を増やすことができるもの。
6	ストマカバー	パウチカバー ウロバッグカバー	<ul style="list-style-type: none"> ・発汗により、ストマ装具のパウチ（ストマ袋）部分で蒸れを起こして皮膚に真菌等が発症するのを防ぐために、パウチに被せて汗を吸収するもの。
7	消臭剤	消臭パウダー 消臭フィルム 消臭液	<ul style="list-style-type: none"> ・パウチ（ストマ袋）内の排泄物の臭いを脱臭するために、パウチの中に入れて使用するもの。
8	入浴等補助具	ミニパウチ ミニパッド ストマキャップ	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴時にストマを保護するために貼り付けるパッドや袋、カバーキャップ。
9	潤滑剤	パウチ用潤滑剤	<ul style="list-style-type: none"> ・パウチ（ストマ袋）内をコーティングすることにより、パンケーキ現象を防止し、排泄物が袋の底まで落ちやすくしたり、パウチ洗浄時に、排泄物を排出しやすくしたりするもの。
10	凝固剤	高分子凝固剤	<ul style="list-style-type: none"> ・尿や水様便等、水分をゲル状にすることにより、排出時の飛び散りを予防するため、パウチ（ストマ袋）の中に入れて使用するもの。

11	穴あけ用器具	専用ハサミ 専用カッター	・皮膚保護剤面板の中心部分をストマの大きさに合わせて穴を開けるための専用のハサミやカッター。
12	ガス抜き用具	ガス抜きフィルター	・ガスによるストーマ袋の膨らみを防止するためもの。
13	接続管	ウロ接続管 コネクター 接続チューブ	・尿路ストーマ装具とレッグバッグ・ドレナージバッグを接続するためもの。
14	閉鎖具	専用クリップ ストッパー	・ストマを閉鎖するためもの。
15	その他	ガーゼ テープ付ガーゼ	・皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用するもの。

いずれも、補助限度額の範囲内で給付できるものとする。

紙おむつ（パンツタイプ・テープ止めタイプ）の付属品として給付することができる品目一覧

	対象品目	用具の用途
1	尿取りパッド	1～2回程度の尿を吸収するもので、次のいずれかの方法で使用する製品。 （ア）紙おむつ（パンツタイプ・テープ止めタイプ）と組み合わせて使用するパッド （イ）パンツに止めて（貼り付けて）使用するためのパッド
2	おしりふき	ウェット（ぬれ）タイプのふきとり紙で使い捨てとして使用する製品。 ティッシュペーパー、トイレトペーパーは対象外。
3	アナルプラグ	便失禁防止のために使用する用具（挿入型肛門用失禁装具）

いずれも、補助限度額の範囲内で給付できるものとする。